平成２８年（フ）第２７４号
静岡県伊東市東松原町12番５号第二美浜ビル２Ｆ
破産者　株式会社アロマリゾートトラベル
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
静岡県浜松市西区舘山寺町1746番地の１
破産者　レストピア山崎有限会社
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
静岡県浜松市中区北寺島町176番地の12
破産者　有限会社ディー・マーケット
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
京都市西京区川島有栖川町２番地の３
破産者　有限会社クリスイングリッシュマスターズ
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
京都市伏見区醍醐京道町１番地の16
破産者　株式会社コクリコ
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第５６５号
千葉県八千代市勝田台北２丁目６番１号　新日鐵勝田台社宅307号
破産者　和多田真也
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
静岡県磐田市五十子124番地
破産者　株式会社松島建設
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
松江市山代町322番地４
破産者　網師　政代
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２６号
群馬県前橋市小屋原町282番地４
破産者　セラミック住宅工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８４号
岡山県備前市伊部260番地の１
破産者　株式会社ＭＥパックス
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６２号
岡山市東区浅川520番地９ケアハウス　アネックス　ハモニカ、開始決定時の住所岡山県玉野市山田3809番地90
破産者　田邉　豊壽
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
愛媛県西条市飯岡字山之端４番地
破産者　株式会社明正
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目46番６号
破産者　株式会社ジェイネット
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４４２号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目３番17号ハイツピノＡ室、破産手続開始決定時の住所大阪府和泉市黒鳥町１丁目10番16号
破産者　平木　温子
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８３４号
札幌市清田区清田７条１丁目12番30号
破産者　大井　勝義
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４１号
兵庫県姫路市下手野４丁目３番33号
破産者　寺内　　勝
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０号
大分県国東市国東町岩戸寺2375番地
破産者　井上　桂二
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
北海道登別市中央町６丁目２番地６　ＴＫビル305号、開始決定時の住所北海道登別市若草町６丁目８番地２
破産者　竹内　光夫
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
青森県むつ市大畑町兎沢210番地４
破産者　長谷川えみ子
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係